



報道関係者各位

エコマーク プラスチックの資源循環に関する 基本方針の策定・公表について

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森島 昭夫)が運営するエコマークは、2月3日付でプラスチックの資源循環に関する基本方針を策定・公表しましたので、お知らせします。

【基本方針の概要】

エコマークは、創設当初の1989年から、資源の循環の観点から、プラスチックごみの再生利用に関する認定基準を設定し、再生プラスチックの使用を推進してきました。近年、海洋中のプラスチックごみが生態系に与える影響が世界的に注目を集めているなか、プラスチック資源循環に係るエコマークの考え方などを有識者からなる委員会での審議を通じて再整理し、基本方針として策定・公表したものです。エコマークにおけるプラスチックの資源循環に関する基本方針を社会に公表することで、1つの指針として、消費者の商品選択や事業者のビジネス拡大等により広く利・活用されることを目的としています。

基本方針は、国のプラスチック資源循環戦略の基本原則である3R(リデュース、リユース、リサイクル) + Renewable を推進していくものとして、下記のような方針・施策を定めています。

- 再生プラスチックの利用拡大を引き続き進めると共に、リデュース・リユースを推進する認定基準の開発、植物由来プラスチックの利用拡大を図っていきます。
- ワンウェイ製品のうち、レジ袋などの使い捨て製品は、資源を適切に使用するとの観点から、従来どおりエコマークでは認定の対象としません。
- 生分解性プラスチックは、環境中で使用され回収が難しく生分解性能が発揮される用途に限定して、従来どおり認定していきます。
- シェアリングサービスなど、社会全体で環境負荷低減に繋がる製品サービスシステムの対象拡大を図っていきます。

基本方針の全文はエコマーク事務局ホームページ(<https://www.ecomark.jp/office/report/>)で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

E-mail: info@ecomark.jp

FAX:03-5829-6281

< * エコマークについて >



国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989 年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。2019 年 12 月 31 日時点のエコマーク認定商品数は 51,638、ライセンス数は 5,350、使用契約者数は 1,412、認定基準を制定している商品類型(分野)数は 69 です。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。

<https://www.ecomark.jp/>